

平成30年4月11日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察監 野口(内2133) 監察査察課 窪田(内2136) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 田中(内3746、直通Tel073-441-3640) 県立学校教育課 藤田(内3657)

不正行為等通報の受理・処理状況について

平成30年3月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	5
職員等	
計	7

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	6
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	7

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある県税事務所の職員が、市町村税に関する相談をしたことを、本人の承諾なく、市町村に伝えた。	通報の事実が確認できたため、通報者に対し、本人の承諾なく、市町村に伝えたことを謝罪した。
② ある課は、昨年の秋以降、職員の超過勤務が増えている。上司が厳しく、パワハラがあると聞いた。家族として心配している。	直ちにパワーハラスメントと認められる事実は確認できなかったが、職員の超過勤務が増えていることは確認できたので、良好な職場環境を構築するように注意喚起した。
③ 数年前、黄色のトラックからある民家にガードレールと支柱が降ろされ、後日その民家の駐車場に設置されていた。税金で購入されたものであれば、おかしい。	匿名の通報であり、具体的な情報がないため、事実確認をすることができなかった。
④ ある人は、スズメを飼育している。	スズメは狩猟鳥獣であり、狩猟期間中に一定の条件を満たして捕獲したものであれば、飼育することが可能である。
⑤ 国道370号線の道路のガードレールの基礎が、劣化しているので、現場を確認して対策してほしい。	所管課に対し、現場確認を行い、必要であれば対応するよう指示した。
⑥ ある病院の医師の対応が悪い。	所管外であるため不受理とし、相談窓口を紹介した。
⑦ ある施設の職員の指導方法を改善してほしい。	通報内容を、所管課に伝え、事実確認を行い、対応するよう依頼した。

通報内容を分類すると次のようになります。

- (1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの ①②
-
- (2) 県の行政事務処理、その他に関するもの ③④⑤⑥⑦
-

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	3
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1 ②
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	2 ③④
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	3 ①⑤⑦
(3) 調査を継続中としたもの	
(4) 不受理としたもの	1 ⑥

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(2月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況について、今回発表できるものはありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1) 通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	3
職員等	
計	3

(2) 通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	3

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

	通報内容	処理状況
①	SNSの書き込みによれば、ある高校の生徒が、今年度の卒業に際して、本来ならば卒業に必要な単位数を満たしていないために卒業できないにも関わらず、卒業している。	調査の結果、卒業生全員、卒業に必要な単位数を満たしており、そのような事実は確認できなかった。
②	川辺町の小学校教員が過去に不倫をしている。	所管外であり、以前に処理した内容のため不受理とした。
③	ある学校の卒業証書の学校印が、他学科や過去の卒業証書と比べると少し小さく見えるが、公印の大きさは規程で定まっているのではないか。 また、同年度の卒業証書で他学科と比べて、文字の大きさが少し違うことはあるか。	公印の大きさは、和歌山県教育委員会公印規程で定めている。 また、文字の大きさについては、異なることがある。 なお、今回の場合は、卒業証書として有効性を欠くものではないと判断している。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	1	②
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	2	①③

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	1	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1	①
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)		
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)		
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1	③
(3) 調査を継続中としたもの		
(4) 不受理としたもの	1	②

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(2月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。